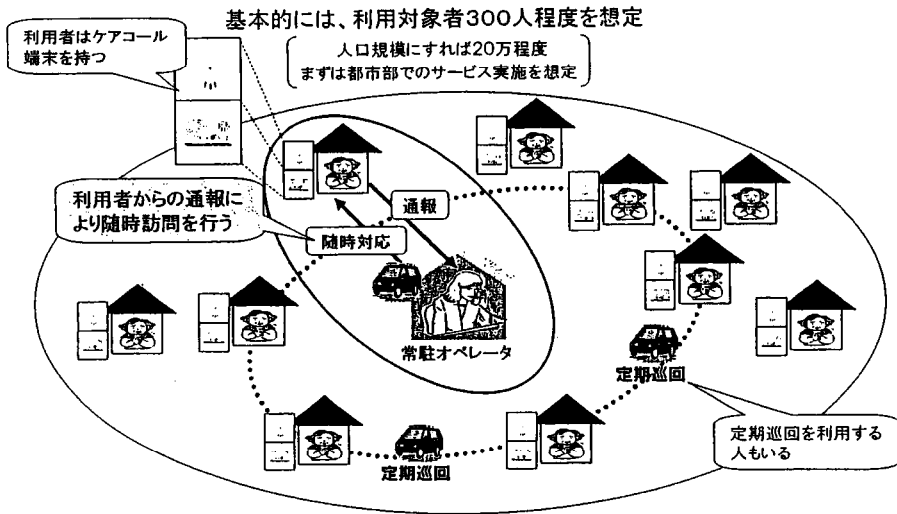


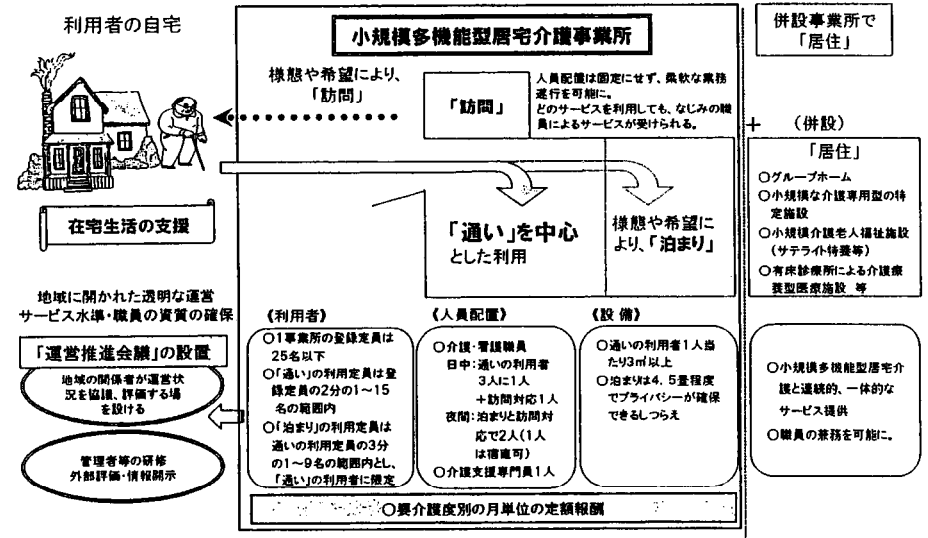
## 夜間対応型訪問介護のイメージ

基本的な考え方: 在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制の整備が必要  
→ 定期巡回と通報による随時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」を創設



## 小規模多機能型居宅介護のイメージ

基本的な考え方: 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



## 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

### 概要

#### 1. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営基準関係

〈地域密着型サービス基準からの主な変更点〉

- ①「基本方針」について、地域密着型介護予防サービスの特性を踏まえた修正を加えたこと。
- ②指定地域密着型介護予防サービス事業者と指定地域密着型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業者の指定に係る事業所が一体的に運営される場合には、指定地域密着型サービス事業者の人員や設備の基準を満たす場合には、指定地域密着型介護予防サービス事業者の同基準も満たす旨の規定を追加したこと。
- ③介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の制定に伴い、地域密着型サービス事業者の運営基準の中で、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」、「計画の作成」に係る規定など、サービスの提供に当たっての具体的なプロセスを規定しているものについては、地域密着型介護予防サービス事業者の運営基準においては、原則として、介護予防の効果的な支援の方法に関する基準に適宜修正をした上で規定することとし、運営基準には定めないこととしたこと。

#### 2. 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

- 地域密着型介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→介護予防支援事業者への報告→必要に応じた計画変更）等について、規定することとした。

## 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

### 概要

- 福祉用具の種目について、限定列挙されている歩行補助つえの種類に、プラットホームクラッチを加えるもの。

(参考)

#### 1. プラットホームクラッチ

○特徴)

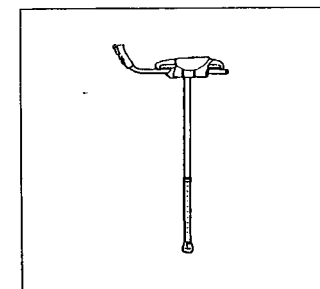
肘関節屈曲位として前腕部で支持することができるよう、握りのついた前腕支持部がある。

○対象者)

リウマチなど手指、手関節に強い負荷をかけられない場合や肘関節に伸展制限のある方。

○対象として検討する理由)

杖については、転倒予防や段差解消等の機能を有し、歩行を支援する用具であり、支持面や把持部の形状が工夫されたものを幅広く取り入れることで、利用者に合った適正な用具を提供することが可能となり、利用者の自立支援に貢献すると考えられる。



# 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的な支援の方法に関する基準

## 概要

### 1. 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営基準関係

〈居宅サービス基準からの主な変更点〉

- ①「基本方針」について、介護予防サービスの特性を踏まえた修正を加えたこと。
- ②指定介護予防サービス事業者と指定居宅サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの事業者の指定に係る事業所が一体的に運営される場合には、指定居宅サービス事業者の人員や設備の基準を満たす場合には、指定介護予防サービス事業者の同基準も満たす旨の規定を追加したこと。
- ③介護予防訪問入浴介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について、以下のとおりの修正を加えたこと。

#### (1) 介護予防訪問入浴介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・看護師又は准看護師 1以上
- ・介護職員 1以上

#### (2) 介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、「看護職員・介護職員」について、以下のように規定する。

- ・要支援1である利用者：看護・介護職員＝10：1（常勤換算）
- ・要支援2である利用者：看護・介護職員＝3：1（常勤換算）
- ・看護職員  
利用者が30人までは1人、30人を超える場合は50人又はその端数ごとに1人とする。
- ・介護職員  
常に1以上の介護職員を確保すること。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- ・看護職員、介護職員ともに1人以上は常勤であること。

#### (3) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

○人員に関する基準において、従業者について、以下のように規定する。

- ・生活相談員  
利用者：生活相談員＝100：1  
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合には限り、同一の施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護職員  
要支援者である利用者：介護職員＝30：1（常勤換算）
- ・計画作成担当者  
利用者：計画作成担当者＝100：1（常勤換算）  
1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職種に従事することが可能であること。
- ・介護支援専門員であること。（養護老人ホームである特定に経過措置を置くこと）
- ・当該事業所における業務に携わる従業員の員数は、常に1人以上確保すること。ただし、宿直時間帯においては、この限りでない。

- ④介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の制定に伴い、現行の居宅サービス事業者の運営基準の中で、「基本取扱方針」、「具体的取扱方針」、「計画の作成」に係る規定など、サービスの提供に当たっての具体的なプロセスを規定しているものについては、介護予防サービス事業者の運営基準においては、原則として、介護予防の効果的な支援の方法に関する基準に適宜修正をした上で規定することとし、運営基準には定めないこととしたこと。

## 2. 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

- 介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→介護予防支援事業者への報告→必要に応じた計画変更）等について、規定することとした。

## 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

### 概要

#### (1) 従業員の員数関係

指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとの1人以上の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならないこと。

#### (2) 管理者関係

- ① 指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないこと。
- ② 常勤・専従の管理者を配置しなければならないこと。ただし、ただし、支障がない範囲で、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務等に従事できること。

#### (3) 介護予防の効果的な支援の方法に関する基準関係

介護予防サービスの提供に当たっての具体的なプロセス（利用者の日常生活全般の状況の把握→介護予防サービス計画作成→事業実施→定期的なモニタリング→必要に応じた計画変更）等について規定すること。

#### (4) 介護予防支援業務の委託

介護予防支援業務の委託に当たり、以下の事項を遵守すること。

- イ 地域包括支援センター運営協議会の議を経ること。
  - ロ 適切かつ効率的な介護予防支援業務の実施のために、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
  - ハ 委託先に介護予防支援に関する必要な知識・能力を有する介護支援専門員が配置されていること。
  - ニ 委託先に適切な業務を行わせるよう必要な措置を行うこと。
- ホ 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員の数に8を乗じて得た数以下であること。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

告示の件名を改正するもの。

## 厚生労働大臣が定める基準

### 概要

○ 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた基準について定めるもの。

#### (1) 居宅サービス関係

- ① 訪問介護費に係る特定事業所加算の算定要件を定める。
- ② 訪問看護費に係るターミナルケア加算の算定要件を以下のとおり定める。  
〈ターミナルケア加算の算定要件〉
  - イ ターミナルケアを受ける利用者のために24時間連絡がとれる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
  - ロ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。
- ③ 通所介護・リハビリテーション、短期入所生活・療養介護における栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算、栄養管理体制加算、療養食加算について、定員超過、標準人員欠如でないことを算定要件として定める。
- ④ 短期入所・療養生活介護における緊急短期入所ネットワーク加算に係る算定要件を以下のとおり定める。  
〈緊急短期入所ネットワーク加算の算定要件〉
  - イ 他の指定短期入所生活・療養介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。
  - ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

#### (2) 地域密着型サービス関係

- 現行の居宅・施設サービス等と同内容で地域密着型サービスにも設ける加減算の算定要件について定める（経口移行加算、栄養マネジメント加算の算定要件等）。

## (3) 施設サービス関係

- ①介護老人福祉施設における身体拘束廃止未実施減算の算定要件を定める。  
 ②介護保険施設における在宅復帰支援機能加算の算定要件を定める。

〈在宅復帰支援機能加算の算定要件〉

- イ 算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算の対象者を除く。）のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（入所期間が1月間を超えていた者に限る。）が指定介護老人福祉施設が100分の20、介護老人保健施設が100分の50、指定介護療養型医療施設が100分の30を超えていること。
- ロ 当該施設から退所した者の退所した日から30日以内に居室を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所した者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- ③ 介護老人福祉施設における在宅・入所相互利用加算の算定要件を以下のとおり定める。

〈在宅・入所相互利用加算の算定要件〉

在宅生活において生活している期間中の介護支援専門員と入所している施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上、介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して、当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

## (4) 居宅介護支援関係

- 居宅介護支援における運営基準減算、特定事業所集中減算、特定事業所加算の算定要件を定める。

## (5) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス関係

- ① 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活・療養介護における栄養改善加算、口腔機能向上加算、栄養管理体制加算、療養食加算について、定員超過、標準人員欠如でないことを算定要件として定める。
- ② 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算の算定式について定める。

## 厚生労働大臣が定める施設基準

## 概要

## (1) 居宅サービス関係

## ① 指定通所介護関係

- (a) 小規模型通所介護費の施設基準を、「前年度の1月当たりの平均利用延人数が300人以内の事業所」と定めるとすること。
- (b) 通常規模型通所介護費の施設基準を、(a)に該当しない事業所であると定めること。
- (c) 療養通所介護費の施設基準を、
- ・ 指定療養通所介護事業所であること
  - ・ 指定基準に定める看護職員又は介護職員（看護師配置1.5:1、常勤専従の看護師を1名以上）を配置していることとする。
- (d) 大規模減算の施設基準を、「前年度の1月当たりの平均利用延人数が900人を超える事業所」と定めるとすること。

## ② 指定通所リハビリテーション関係

大規模減算の施設基準として(d)の規定を準用すること。

## ③ ユニット型施設に係る減算

短期入所生活・療養介護であるユニット型施設において、遵守していない場合減算の対象となる施設基準を以下のとおり定める。

- ・ 日中については、一ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
- ・ 一ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していること。

## ④ 認知症ケア加算に係る要件追加

以下の施設基準を、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対し、介護を行った場合に係る認知症ケア加算の算定要件に追加すること。

- ・ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、10人を標準とすること。
- ・ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配

置すること。

⑤認知症疾患型短期入所療養介護費の報酬類型の見直し

- ・ 大学病院等については、看護：介護<3:1 6:1>とする。
- ・ 一般病院については、看護：介護<4:1 4:1>、<4:1 5:1>、<4:1 6:1>及び経過措置型とする。

(2)施設サービス関係

①介護老人福祉施設関係

(a) 小規模介護福祉施設サービス費（ユニット型含む）の算定要件として、入居定員を30人と定める。

(b) 以下の施設基準を、重度化対応加算の算定要件とする。

- イ 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。
- ホ 看取りのための個室を確保していること。

(c) 以下の施設基準を、準ユニットケア加算の算定要件とする。

- イ 12人を標準とする単位において、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を行っていること。
- ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した居室を整備するとともに、ユニットごとに利用できる共同生活室を設けていること。
- ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。
  - (1) 日中において一のユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
  - (2) 夜間及び深夜において一のユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置していること。
  - (3) 一のユニットごとに常勤の責任者を配置していること。

(d) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

②介護老人保健施設関係

(a) 以下の施設基準を、小規模介護保健施設サービス費の算定要件とする。

・ 当該介護老人保健施設が、サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

(b) 以下の施設基準を、認知症短期集中リハビリテーション加算の算定要件とする。

- イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
- ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

(c) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

③介護療養型医療施設関係

(a) 認知症疾患型介護療養施設サービスの報酬類型の見直し((1)⑤と同様)

(b) ユニット型施設に係る減算（(1)③と同様）

(3)地域密着型サービス関係

①夜間対応型訪問介護関係

以下の施設基準を、夜間対応型訪問介護費の算定要件とする。

- イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定すべき指定通所介護の施設基準オペレーションセンターを設置していること。
- ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定すべき指定通所介護の施設基準オペレーションセンターを設置していないこと（ただし、オペレーションセンターを設置している事業所が、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することは可）。

②認知症対応型通所介護関係

以下の施設基準を、認知症対応型通所介護費（Ⅲ）の算定要件とする。

- ・ 当該認知症対応型通所介護事業所が、指定基準に定める共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

③認知症対応型共同生活介護関係

(a) 以下の施設基準を、短期利用共同生活介護費の算定要件とする。

- (1) 指定基準に定める介護従業者の員数を満たしていること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が指定を受けた日から起算して3年以上の期間が経過していること。
- (3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。



(5) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

(b) 以下の施設基準を、医療連携体制加算の算定要件とする。

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの契約により、看護師を1名以上確保していること。

ロ 看護師による24時間連絡体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

④地域密着型介護老人福祉施設関係 ((3)①と同様)

(4)介護予防サービス関係 ((1)③・⑤と同様)

## 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び

### 看護職員等の員数の基準

### 並びに通所介護費等の算定方法

#### 概要

(1) 居宅サービス関係

○ 指定療養通所介護事業所において、

・ 利用定員が指定基準に定める5名以下であること

・ 看護師の配置が1.5:1を満たすものであり、専従の看護師を1名以上配置していること

が遵守されていない場合には、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

○ 指定短期入所生活・療養介護事業所において、緊急短期入所ネットワーク加算を算定した場合において、利用定員の100分の105までの超過利用を認める。

○ 指定短期入所療養介護事業所において新たに創設した特定病院療養病床・診療所療養病床・認知症疾患型短期入所療養介護費（日帰りショート）について、利用定員、員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

○ 特定施設入居者生活介護事業所において新たに創設した外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費について、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

(2) 地域密着型サービス関係

○ 新たに創設した地域密着型サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の100分の70を算定することを定める。

(3) 施設サービス関係

○ 介護支援専門員を配置しない介護保険施設に係る経過措置の時限が、平

成 18 年 4 月 1 日までであることに伴い、関係規定を削除する。

(4) 介護予防サービス関係

- 新たに創設した介護予防サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の 100 分の 70 を算定すること（介護予防短期入所療養介護について、看護師が基準に定められた看護職員の員数に 100 分の 20 に乗じて得た数未満等の場合は、100 分の 90、僻地の医師確保計画を届け出たもので、医師の数が基準に定められた所定の医師の員数を満たしていない場合は、12 単位を控除した単位数を算定すること）を定める。

(5) 地域密着型介護予防サービス関係

- 新たに創設した地域密着型介護予防サービスについて、利用定員・員数配置が遵守されていない場合、所定単位数の 100 分の 70 を算定することを定める。

## 厚生労働大臣が定める夜勤を行う

### 職員の勤務条件に関する基準

#### 概 要

#### ○ 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を定めるもの

- ユニット型単独型・併設型短期入所生活・療養介護事業所、ユニット型単独型・併設型介護予防短期入所生活・療養介護事業所において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、二のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を 1 以上と定めること。
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、夜勤を行う介護従業者の数が 1 以上であること。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数が 3 以上である場合にあっては、二の共同生活住居ごとに 1 以上であること。
- ユニット型介護保険施設において夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準について、二のユニットごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数を 1 以上と定めること。

## 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等

### 概要

- 本体報酬告示において別に厚生労働大臣が定めることとされた特定診療費に係る施設基準等を定めるもの。
- 厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数において、維持期のリハビリテーションの特性に応じた体制等を評価する観点から理学療法(Ⅰ)、作業療法(Ⅱ)、言語聴覚療法(Ⅲ)を廃止し、報酬区分を見直すことに伴い、所要の改正を行うもの。
- リハビリテーションマネジメント加算の算定要件を定めるもの(他の介護保険施設と同じ規定)。

## 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額

## 及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

### 概要

- 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の対象となるサービスを居宅サービス及び地域密着型サービスとするとともに、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を定める。
  - ・ 経過的要介護 6, 150単位
  - ・ 要介護1～5 現行と変更なし
- 介護予防サービス費等区分支給限度基準額の対象となるサービスを介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスとするとともに、介護予防サービス費等区分支給限度基準額を定める。
  - ・ 要支援1 4, 970単位
  - ・ 要支援2 10, 400単位

居宅介護住宅改修支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額

告示の件名を改正するもの。

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び  
介護予防福祉用具購入費支給限度基準額

告示の件名を改正するもの。

## 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

### 概要

- 介護保険施設等に関する指定基準において別に厚生労働大臣が定めることとされた、施設における感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順について定めるもの。

昨年初の介護関連施設における感染性胃腸炎の集団発生を受けて発出した平成17年2月22日通知の内容等を参考として、主として以下の内容を規定。

- ① 感染症等が疑われる場合の管理者への報告体制、管理者からの指示
- ② 有症者等の状態に応じた協力病院等との連携
- ③ 施設から市町村及び保健所への報告基準
  - ・ 同一の感染症等による（と疑われる）死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
  - ・ 同一の有症者等が10名以上又は全入所者の半数以上発生した場合
  - ・ 通常の発生動向を上回る発生が疑われ、管理者等が報告を必要と認めた場合
- ④ 検体確保の努力義務
- ⑤ 日頃からの感染症等の防止のための措置（職員の健康管理の徹底、健康状態に応じた職員や来訪者の利用者との接触制限、手洗いやうがいの励行 等）

## 厚生労働大臣が定める夜間対応型訪問介護費に係る単位数

### 概要

#### (1) 基本夜間対応型訪問介護費

- 利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合  
1,000 単位/1 か月

#### (2) 定期巡回サービス費

- 利用者に対して、定期巡回サービスを行った場合  
347 単位/1 回

#### (3) 随時訪問サービス費（Ⅰ）

- 利用者に対して、随時訪問サービスを行った場合  
580 単位/1 回

#### (4) 随時訪問サービス費（Ⅱ）

- 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合
  - ・ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
  - ・ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
  - ・ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
  - ・ その他利用者の状況等から判断して、上記のいずれかに準ずると認められる場合780 単位/1 回

○厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を定める件の概要（案）

特定施設入居者生活介護費の類型として、

- ① 生活相談、介護サービス計画の作成、安否確認の実施は特定施設が行い、
- ② 介護サービスの提供については、当該特定施設が外部の指定住宅サービス事業者等との委託によりサービス提供を行う新たなサービス類型を創設したこととともない、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が提供するサービスの種類及び単位数並びに限度単位数と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が提供するサービスの種類及び単位数並びに限度単位数を定める。

〈サービスの種類〉

#### A. 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護

- ①指定訪問介護、②指定訪問入浴介護、③指定訪問看護、④指定訪問リハビリテーション、⑤指定通所介護、⑥指定通所リハビリテーション、⑦指定福祉用具貸与、⑧指定認知症対応型通所介護

#### B. 外部サービス利用型特定介護予防特定施設入居者生活介護

- ①指定介護予防訪問介護、②指定介護予防訪問入浴介護、③指定介護予防訪問看護、④指定介護予防訪問リハビリテーション、⑤指定介護予防通所介護、⑥指定介護予防通所リハビリテーション、⑦指定介護予防福祉用具貸与、⑧指定介護予防認知症対応型通所介護

〈各サービスの単位数〉

・基本サービス部分

介護給付	84単位/日
予防給付	63単位/日

**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準  
第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者**

**概要**

○ 夜間対応型訪問介護の基準において、別に厚生労働大臣が定めることとされた夜間対応型訪問介護のオペレーターとなりうる職種を定めるもの。

夜間対応型訪問介護のオペレーターとなりうる職種を、看護師、介護福祉士（以上は基準で明記）、医師、保健師及び社会福祉士とする。

- ・ 出来高部分／介護給付
- イ 訪問介護
  - ・ 身体介護 90単位／15分  
(1時間30分以上の場合、540単位に15分増すごとに+37単位)
  - ・ 生活援助 45単位／15分  
(1時間30分までの評価)
  - ・ 通院等乗降介助 90単位／1回
- ロ 他の訪問系サービス及び通所系サービス  
→ 通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ハ 指定福祉用具貸与  
→ 貸与額を適用（対象品目・対象者も通常のサービスと同様）
  
- ・ 出来高部分／予防給付
- イ 訪問系サービス及び通所系サービス  
→ 通常の各サービスの基本部分の単位の90/100の単位
- ロ 指定福祉用具貸与  
→ 貸与額を適用（対象品目・対象者も通常のサービスと同様）

< 限度単位数：基本部分＋出来高部分の合計単位数とする。 >

要支援1	4,970単位／月
要支援2	10,400単位／月
経過的要介護	6,505単位／月
要介護1	16,689単位／月
要介護2	18,726単位／月
要介護3	20,763単位／月
要介護4	22,800単位／月
要介護5	24,867単位／月

※ 予防給付は、居宅サービスの区分支給限度額を適用。

※ 算定要件

- ・ 基本部分は、特定施設の職員による特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等の業務について算定する。
- ・ 訪問介護・介護予防訪問介護は、3級課程の訪問介護員によるサービス提供を除く。
- ・ 訪問看護・介護予防訪問看護は、保健師、看護師等によるサービス提供に限る。
- ・ 介護予防通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護は、選択的サービスの部分（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算を可能とする（加算額は通常の介護予防通所介護・通所リハビリテーションの加算額の90/100）。

## 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

### 概要

#### (1) 非常災害対策

- 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知すること等を規定する。

#### (2) 感染症対策

- 感染症及び食中毒の発生・まん延を防ぐための感染症対策委員会を1月に1回程度開催すること、その結果を職員へ周知徹底すること、感染症対策の指針を作成すること、感染症対策に関する職員研修を行うこと、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応すること。

#### (3) 耐火・準耐火要件の緩和

- 都道府県知事が、火災予防等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、木造平屋建ての建物について、スプリンクラーの設置等により火災時の入所者の安全性が確保され、適切な火災予防及び消火活動が可能と認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこと。

#### (4) 事故発生・再発防止のための措置

- 事故発生時の対応等の指針を整備すること。
- 事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備すること。
- 事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うこと。

#### (5) 褥瘡防止対策

#### (6) ユニット型施設における勤務体制の確保

- ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を置くこと。
- 2ユニットごとに1人以上の夜勤職員を置くこと。
- ユニットごとに常勤のユニットリーダーを置くこと。

#### (7) 地域密着型特別養護老人ホーム関係

- 地域密着型特別養護老人ホームの廊下幅は、1.5メートル(中廊下の幅は、1.8メートル)とし、入所者、職員等の円滑な往来に支障がない場合はこの限りでないこととする。
- 地域密着型特別養護老人ホームに短期入所生活介護事業所が併設されている場合には、医師を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームに通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等が併設されている場合には、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、調理員等を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所の入所定員の上限は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員とする。
- 地域密着型特別養護老人ホームの職員は、併設される小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
- サテライト型居住施設を、本体施設と密接な連携を確保した地域密着型特別養護老人ホームであることを規定する。
- サテライト型居住施設には、医務室を必置とせず、必要な医療機器等を設けることでよいこととする。
- サテライト型居住施設には、本体施設で調理し、衛生上適切な運搬を行う場合は、簡易な調理設備を設けることでよいこととし、調理室を必置としない。
- サテライト型居住施設には、本体施設との連携の下で、医師、栄養士、機能訓練指導員、調理員等を置かないことができる。
- 地域密着型特別養護老人ホームは、利用者、家族、地域住民の代表、地域支援センターの職員等からなる運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。その際、報告、評価等についての記録を作成し、これを公表すること。

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成18年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額の案

概要

- 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第11条に規定する第2号被保険者1人当たりの負担額を41,688円とすることその他必要な事項を定めるもの。

- 施行期日  
公布日

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第1項各号及び第2項各号並びに第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号に規定する食費の負担限度額を定める件

概要

- (1) 税制改正の影響を受ける者  
平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。
- (2) 税制改正への対応  
当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。



**介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第1項各号及び第2項各号並びに第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法第51条の2第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の2第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額を定める件**

**概要**

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。

**介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条において準用する附則第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額を定める件**

**概要**

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける旧措置入所者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。

**介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第9条に  
おいて準用する附則第4条第1項各号及び第2項各号に掲  
げる者に係る介護保険法施行法第13条第5項第2号に規  
定する居住費の特定負担限度額を定める件**

**概 要**

(1) 税制改正の影響を受ける者

平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者については、利用者負担段階の上昇により利用料負担が上昇することとなる。

(2) 税制改正への対応

当該税制改正については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、介護保険の利用料負担においても平成18年度から2年間、当該税制改正の影響を受ける旧措置入所者について、利用者負担段階の上昇を1段階に止めることができる特例を設けることとし、本告示においてはこれらの対象者を規定することとする。